省　令

○農林水産省令第七十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条第二項の規定に基づき、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十日

農林水産大臣　野上浩太郎

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（輸入の場所） **第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十五条第二項の農林水産省令で定める港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げるとおりとする。 指定動物 / 港、飛行場 サル / 成田国際空港、関西国際空港、鹿児島空港	（輸入の場所） **第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十五条第二項の農林水産省令で定める港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げるとおりとする。 指定動物 / 港、飛行場 サル / 成田国際空港、関西国際空港

附　則

この省令は、公布の日から施行する。